

保育者を目指す学生の医療的ケアと障害者に関する意識調査

—科目「子どもの保健」の学びから—

前 林 英 貴

(保育学科 小児保健学研究室)

An Attitude Survey on Medical Care and Disabled People for Students Aiming to Become Childcare Workers
—From Study on the subject of “Maintaining Child Health”

Hidetaka MAEBAYASHI

キーワード：医療的ケア、障害者、共生、子どもの保健、保育者

Keyword：Medical care, disabled people, symbiosis, child-health, childcare person

1. はじめに

近年、国際的に障害者の権利擁護に関する関心が高まり、日本においてもノーマライゼーションという言葉が耳にするようになった。わが日本においても、障害の有無によって隔たれることなく互いに尊重し合う共生社会の実現に向けて、様々な法整備が行われてきた。特に2016年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「差別解消法」と呼ぶ）は、平成16年の障害者基本法改正で差別の禁止が明示されて以降、国際条約である障害者の権利に関する条約の署名など、様々な過程を経て誕生した法律である。この法律は、障害者基本法の理念に基づくものであるが、差別的な取扱いの禁止と合理的配慮の不提供の禁止を二本柱としている。まさに、2016年は障害者にとって「差別禁止の元年」となり、共生社会の幕開けとなる年といえるだろう。

この差別解消法の施行により、地域の保育所に入所を希望する障害児はさらに増加すると予想でき

る。平成25年度に障害児を受け入れている保育所は15,087箇所であり、障害児総数が年々増加する中、受け入れ保育所数も増加傾向にある¹⁾。さらに、平成28年6月に各都道府県・教育委員会に出された「医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について」の通知で、保育所等においては医療的ケアの必要な障害児のニーズを受け止めて、これを踏まえた対応を図ることが重要であるとしている²⁾。また、平成24年度から始まった「保育所等訪問支援」により、障害児が安定して保育所を利用できるよう専門的な支援が行われるようになった。平成27年3月現在で、利用者数は1,670人、施設・事業者数は312施設となっている³⁾。訪問支援員は、障害児施設で障害児に対する指導経験の豊富な児童指導員・保育士で構成されることから、今後障害児支援の現場においても、保育士の活躍が期待される。このように、保育士の活躍の場は健常の子どもを預かる施設にとどまらず、様々な疾患や障害を有する子どもへと対象を広げる。そのため、

保育士養成課程においても障害児に関する知識や理解を深めることが重要であり、そのニーズに応えることができる保育士を養成するため、今後教育内容の見直しが必要になってくるのではないだろうか。そこで今回、保育者を目指す学生を対象に、障害者に対する意識と医療的ケアの必要性についてアンケートを用いて調査したので報告する。

2. 研究目的

研究目的は以下の2点である。

- ・保育者の医療的ケアの必要性について調べ、今後の障害児ニーズに保育者がどう対応していくかを検討する。
- ・子どもの保健を学び、保育者を目指す学生が障害者にどのようなイメージを抱いているかを明らかにする。

3. 研究対象および方法

1) 研究対象

平成28年度入学の保育学科一年次の学生 54名
(男子0名、女子54名)

2) 研究方法

後期授業(子どもの保健 I B)の講義中にアンケートを実施した。質問内容は、【医療的ケアについて】に関する質問を7項目、【障害者(児)について】に関する質問を7項目、【その他】として、差別解消法に関する質問、[しょうがい]の表記方法、障害者(児)との関わり、イメージに関する質問を6項目の計20問とした。質問方法はリッカート法を採用し、【医療的ケアについて】と【障害者(児)について】に関する質問の回答を「非常に同意できる」「同意できる」「どちらともいえない」「同意できない」「全く同意できない」とした。「非常に同意できる」5点から「全く同意できない」1点としてスコア化し、IBM SPSS Statistics24を用いて各質問間の相関を調べた。また、【その他】では「はい」「いいえ」の2件法、[しょうがい]の表記方法は5項目からの選択、障害者(児)のイメージに関しては自由記述とし、【その他】と【医療的ケアについて】【障害者(児)について】との関連を調べた。

3) 倫理的配慮

研究の実施及び研究成果の発表に関して、学生全員の同意を得た。また、アンケート協力の有無が成績に影響しないこと、アンケートは無記名式であるため、個人名が特定されない形でデータを公表する旨の説明を行った。

4. 結果

1) 医療的ケアについて

質問事項は7項目あり、保育士の医療的ケアに関する質問や保育所の看護師設置に関する質問、保育士養成校の教育体系に関する質問を行った。質問1から質問7のアンケート結果を表1に示す。

表1 質問1から質問7のアンケート結果

		回答数	パーセント
1			
保育所は医療的ケアが必要な児を積極的に受け入れるべきである	非常に同意できる	3	5.6
	同意できる	26	48.1
	どちらともいえない	22	40.7
	同意できない	3	5.6
	全く同意できない	0	0.0
	合計	54	100.0
2			
医療的ケアが必要な児を持つ親は保育所に通わせたいと思っている	非常に同意できる	7	13.0
	同意できる	36	66.7
	どちらともいえない	10	18.5
	同意できない	1	1.9
	全く同意できない	0	0.0
合計	54	100.0	
3			
保育所で医療的ケアが必要な児を受け入れるためには看護師の設置が必要である	非常に同意できる	40	74.1
	同意できる	14	25.9
	どちらともいえない	0	0.0
	同意できない	0	0.0
	全く同意できない	0	0.0
合計	54	100.0	
4			
保育所で医療的ケアが必要な児を受け入れることは難しいことだと思う	非常に同意できる	4	7.4
	同意できる	26	48.1
	どちらともいえない	22	40.7
	同意できない	2	3.7
	全く同意できない	0	0.0
合計	54	100.0	
5			
医療的ケアを保育士が担うことに賛成である	非常に同意できる	0	0.0
	同意できる	14	25.9
	どちらともいえない	34	63.0
	同意できない	6	11.1
	全く同意できない	0	0.0
合計	54	100.0	

6	保育士にも医療的 ケアを行うための 専門資格を設ける べきである	非常に同意できる 同意できる どちらともいえない 同意できない 全く同意できない 合計	9 31 13 1 0 54	16.7 57.4 24.1 1.9 0.0 100.0
7	保育士養成校にお いても今以上に医 療的知識を習得す るような授業を行 うべきである	非常に同意できる 同意できる どちらともいえない 同意できない 全く同意できない 合計	12 33 9 0 0 54	22.2 61.1 16.7 0.0 0.0 100.0

質問1で「保育所は医療的ケア児を積極的に受け入れるべきだ」と考える学生が53.7%、どちらともいえないと考える学生が40.7%であったが、質問4の「保育所で医療的ケア児を受け入れるのは難しい」と考える学生もほぼ同じ割合であった。質問2では、「医療的ケア児の保護者は保育所に通わせたい」と考えている学生が79.7%と高い割合であった。質問3では、全ての学生が「医療的ケア児を受け入れるためには看護師が必要だ」と考えていた。質問5では、「医療的ケアを保育士が担うことに賛成である」にはどちらでもないと回答する学生が多かったが、質問6と質問7では医療的ケアの専門資格の設置や今以上の医療的知識を養成校に求めている学生が多いという結果が出た。

2) 障害者（児）について

質問事項は7項目あり、障害者（児）への意識や理解に関する質問、障害者（児）との共生、インクルーシブ教育、差別意識に関する質問を行った。質問8から質問14のアンケート結果を表2に示す。

質問8の「障害者（児）を理解することは難しい」では、どちらともいえないと回答した学生が35.2%と最も多く、そのほか同意できる・同意できないと意見が分かれた。質問9と質問10で、「障害者（児）との共生は必要」であり、「保育・教育の場を分けるべきではない」と考える学生は多かったが、質問11の「差別はなくなる」とは、どちらともいえないと考える学生が51.9%、同意できるとする学生が同意できないとする学生より多い傾向にあった。また、障害の区別が曖昧であるとする学

生は74.1%と多く、障害者（児）にとって今の世の中は住みやすいとは思っておらず、障害者（児）に接することにも怖いと感じている学生が多いことがわかった。

表2 質問8から質問14のアンケート結果

		回答数	パーセント	
8	障害児（者）を理解することは難しいことだと思う	非常に同意できる 同意できる どちらともいえない 同意できない 全く同意できない 合計	3 18 19 12 2 54	5.6 33.3 35.2 22.2 3.7 100.0
9	障害児（者）との共生は必要である	非常に同意できる 同意できる どちらともいえない 同意できない 全く同意できない 合計	36 17 1 0 0 54	66.7 31.5 1.9 0.0 0.0 100.0
10	保育・教育現場において、障害者と健常者は分けるべきである	非常に同意できる 同意できる どちらともいえない 同意できない 全く同意できない 合計	0 2 15 30 7 54	0.0 3.7 27.8 55.6 13.0 100.0
11	障害児（者）差別はなくなると思わないと思う	非常に同意できる 同意できる どちらともいえない 同意できない 全く同意できない 合計	2 16 28 7 1 54	3.7 29.6 51.9 13.0 1.9 100.0
12	障害である、障害でないという区別が曖昧であると思う	非常に同意できる 同意できる どちらともいえない 同意できない 全く同意できない 合計	5 35 12 2 0 54	9.3 64.8 22.2 3.7 0.0 100.0
13	今の世の中は、障害児（者）にとって住みやすい社会だと思う	非常に同意できる 同意できる どちらともいえない 同意できない 全く同意できない 合計	0 3 19 29 3 54	0.0 5.6 35.2 53.7 5.6 100.0
14	障害児（者）と接することに怖いと感じることがある	非常に同意できる 同意できる どちらともいえない 同意できない 全く同意できない 欠損値 合計	0 27 8 14 4 1 54	0.0 50.0 14.8 25.9 7.4 1.9 100.0

3) その他について

【その他】での質問事項は6項目あり、差別解消法に関する質問、障害者(児)との関わりに関する質問、[しょうがい]の表記に関する質問、障害のイメージに関する自由記述を行った。そのうち質問15から19のアンケート結果を表3に示す。

表3 質問15から質問19のアンケート結果

		回答数	パーセント
15			
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)について聞いたことがありますか?	はい	38	70.4
	いいえ	16	29.6
	合計	54	100.0
16			
「合理的配慮」という言葉を聞いたことがありますか?	はい	51	94.4
	いいえ	3	5.6
	合計	54	100.0
17			
「しょうがい」という意味の言葉を表す場合、どの表記が適切だと思いますか?	障害	2	3.7
	障害	0	0.0
	障がい	44	81.5
	チャレンジド	2	3.7
	要支援者	6	11.1
	合計	54	100.0
18			
貴方の身近に障害を持った人がいますか?	はい	19	35.2
	いいえ	35	64.8
	合計	54	100.0
19			
障害児(者)のボランティアに参加したことはありますか?	はい	16	29.6
	いいえ	37	68.5
	欠損値	1	1.9
	合計	54	100.0

質問15と質問16では、差別解消法の認知度が70.4%であったにも関わらず、合理的配慮という用語を知っている学生がほとんどであった。質問17では、[障がい]が適切であると回答した学生が81.5%、次いで[要支援者]が11.1%、[障害]と[チャレンジド]が3.7%、[障害]と回答した学生はいなかった(図1)。質問18と質問19では、「身近に障害を持った人がいる」と回答した学生が35.2%、「ボランティアに参加したことがある」と回答した学生は29.6%であった。障害者(児)に関するイメージは、positiveなイメージでは「明るい・元気・前向き・

笑顔」など、negativeなイメージでは「大変・困難・育てにくさ・時間が掛かる」など、neutralなイメージでは「車椅子・先天的・バリアフリー」などが挙げられたが、negativeなイメージが60.5%と最も高かった。その割合を表4に示す。

質問17 [しょうがい]という意味の言葉を表す場合、どの表記が適切だと思いますか?

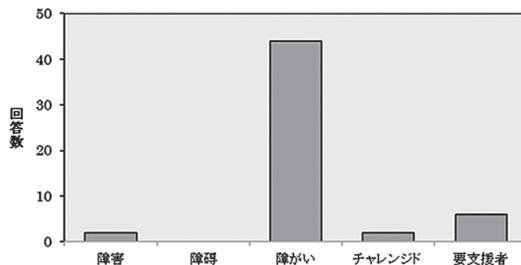


図1 [しょうがい]の表記について (N=54)

表4 障害者(児)のイメージの回答 (N=54)

	回答数	パーセント
positive	30	18.5
negative	98	60.5
neutral	20	12.4
欠損値	14	8.6
合計	162	100.0

4) 医療的ケアと障害者についての質問間における相関

【医療的ケアについて】と【障害者(児)について】の質問14項目において、Pearsonの相関係数を用いて検定した。その結果を表5に示す。

【医療的ケアについて】の質問では、質問5と質問7、質問6と質問7に有意な正の相関がみられた。このことから、保育士養成校において今以上に医療的知識を習得するような授業を行うべきだと考えている学生は、保育士が医療的ケアを担い、その行為を行うための専門資格を設けるべきだと考えている傾向にあった。

【障害者(児)について】の質問では、質問8と質問14、質問11と質問14に有意な正の相関、質問9と質問11、質問12と質問13に有意な負の相関がみられた。このことから、障害者(児)と接することが怖いと考えている学生は、障害者(児)を理解する

表5 質問1から質問14の相関行列 (N=54)

	質問1	質問2	質問3	質問4	質問5	質問6	質問7	質問8	質問9	質問10	質問11	質問12	質問13	質問14
質問1	—	-.014	-.091	-.087	.215	.009	.191	-.207	.063	.097	-.239	-.087	.047	-.232
質問2		—	.117	.042	-.064	.019	-.035	-.040	.364**	.005	-.192	.138	.002	.041
質問3			—	.018	-.066	.151	-.015	.003	.170	-.053	-.117	-.055	.044	.052
質問4				—	-.080	.101	.229	.122	.014	.340*	.471**	.064	-.281*	.088
質問5					—	-.097	.331*	-.270*	-.011	-.034	-.106	.030	-.012	-.282*
質問6						—	.406**	-.003	.257	-.139	-.027	-.217	-.062	-.118
質問7							—	-.077	.177	.014	-.023	-.156	-.229	-.212
質問8								—	.069	.143	.234	-.041	-.065	.333*
質問9									—	-.039	-.283*	-.104	-.172	.025
質問10										—	.052	.058	-.263	-.131
質問11											—	.155	.088	.322*
質問12												—	-.357**	.206
質問13													—	-.053
質問14														—

**P<0.01

*P<0.05

ことは難しく、差別はなくなると考えていることがわかった。また、障害者（児）との共生が必要と考えている学生は差別はなくなるものだと考えており、障害の区別が曖昧だと考えている学生は今の世の中は障害者（児）にとって住みにくいと考える傾向にあった。

【医療的ケアについて】の質問と【障害者（児）について】の質問では、質問2と質問9、質問4と質問10、質問4と質問11に有意な正の相関、質問4と質問13、質問5と質問8、質問5と質問14に有意な負の相関がみられた。このことから、共生が必要と考えている学生は医療的ケア児を持つ保護者が保育所に通わせたいと考えている。また、保育所で医療的ケア児を受け入れることが難しいと考えている学生は今の世の中は障害者（児）にとって住みづらく、かつ差別はなくなると、保育・教育の場で障害者と健常者は分けるべきだと考えている。さらに、医療的ケアを保育士が担うことに賛成であると考えている学生は障害者（児）を理解することは難しい

とは考えておらず、障害者（児）と接することに怖いと考えていない傾向にあった。

5) その他の質問と医療的ケア・障害者についての質問との関連

差別解消法についての質問15・16、障害者（児）との関わりについての質問17・18と質問1から質問14との関連を明らかにするため、Man-WhitneyのU検定を行った。

その結果、差別解消法について聞いたことがある学生とそうでない学生の「障害者（児）を理解することは難しい」という考え方に有意差がみられた (U=199, P=0.037)。その回答結果を図2に示す。

また、身近に障害を持った人がいる学生とそうでない学生の「保育所は医療的ケア児を受け入れるべき」という考え方に有意差がみられた (U=434.5, P=0.041)。さらに、「今の世の中は障害者にとって住みやすい社会」という考え方に有意差がみられた (U=433, P=0.042)。その回答結果を図3、図4に示す。

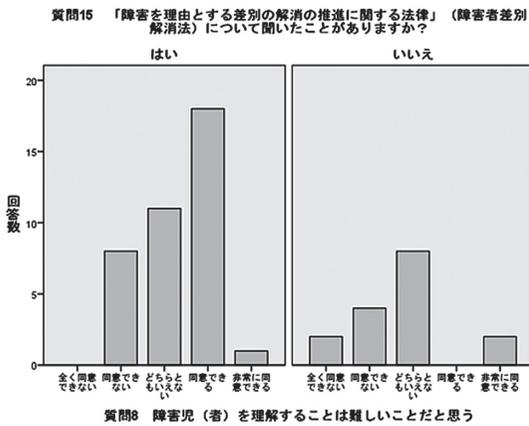


図2 質問15と質問8の回答結果

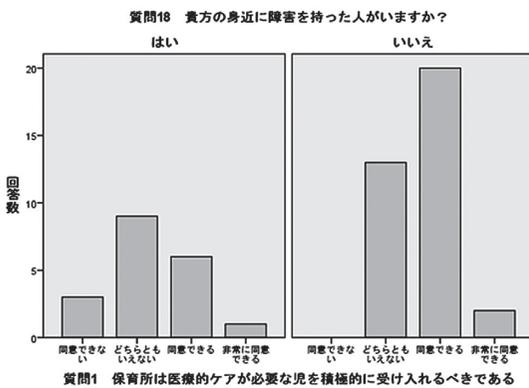


図3 質問18と質問1の回答結果

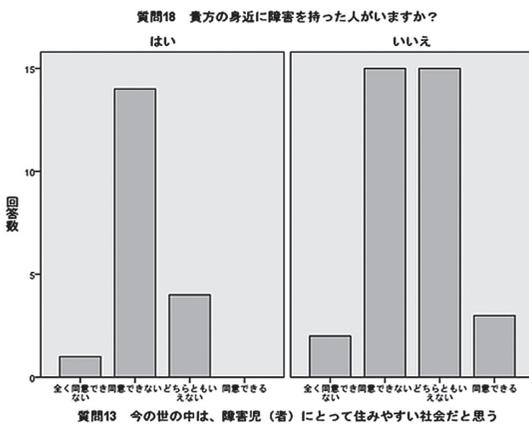


図4 質問18と質問13の回答結果

5. 考察

今回、保育者を目指す保育学科一年次の学生を対象に、医療的ケアと障害者についての意識調査を行った。科目「子どもの保健」では、医療的な観点からの知識や技術に関する講義内容を含むため、本学の保育学科学生の医療的知識やケアに対する関心は高いものであった。その反面、将来学生らが保育現場において医療的ケア児を受け入れることができるかどうかに関しては、不安に感じている学生も多いと思われる。その不安を軽減させるためにも、保育所における看護師設置は早急の課題であり、今回のアンケートでも保健業務の教育的な立場となる看護師の設置を必要と感じている学生も多かった。

障害者に関しては、「身近に障害を持った人がいますか」という質問で「はい」と回答した学生が35.2%であった。20歳以上の男女を対象とする2006年に行われた国際調査⁴⁾では、日本人の85.5%が身近にいたと回答している。また、「障害のある人を前にした時の意識」では、6割が「意識する」と回答し、「精神障害のある人の近隣への転居」についても、7割以上が「意識する」と回答していた。今回の研究でも、50%の学生が障害者と接することに怖いと感じていることから、障害者に対する偏見や誤解、理解不足は根深く、特にマスメディアなどによる影響は大きい。しかし、国際調査において「障害者支援や交流活動への参加」は、「機会があれば参加したい」と65.7%が回答したように、障害者理解を深めるためにも、本学の学生には障害者交流の機会を更に増やしてもらいたいと感じる。

冒頭で、2016年は障害者にとって「差別禁止の元年」となり、共生社会の幕開けとなる年であると述べたが、2016年7月に起こった相模原障害者施設殺傷事件は、障害者との共生社会の始まりに大きな衝撃を与えた。この事件は単なる大量殺人事件ではなく、障害者の存在意義に関して大きな波紋を投げかけるものである。9月に開催されたリオパラリンピックは世界が注目し、また世界中の人々に感動を与えるなど、2016年は障害を持つ者にとって忘れられない年であったといえる。このような様々な社会情勢を受け、学生に対するアンケート結果にも多少

の影響を及ぼした可能性は否定できない。

〔しょうがい〕の表記に関しては様々な議論が交わされている。内閣府の「障害」の表記に関する作業チームが実施したアンケート調査⁵⁾によると、「障害」の「害」の字を改めるべきとの質問に「そう思わない」との回答が43.0%と最も多く、「そう思う」と回答した人にどのような表記に改めるべきかという質問では「障がい」が40.9%と最も多かった。また、あなたの考えに最も合っている表記はなにかという質問には、「障害者」27.5%、「障害のある人」21.6%、「障がい者」19.6%となっていた。各自治体などでは、障害者団体関係者の意見や要望に配慮して、「がい」の字の表記の取扱いを検討する都道府県市も増加しており、平成26年度では23の都道府県市が表記を改めている⁶⁾。本学が設置されている島根県においても、平成22年度より「障がい」と表記を改めていることから、今回のアンケートで学生の8割以上が「障がい」とすべきと回答したことにも納得がいく。

保育士養成課程において、「子どもの保健」は、講義形式の「子どもの保健Ⅰ」と演習形式の「子どもの保健Ⅱ」があり、さらに本学においては「子どもの保健Ⅰ」を、総論としてのⅠAと各論としてのⅠBに分けている。そして、ⅠAとⅠBで学んだ知識を応用し、実践力を身に付けるために内容に関連させた演習を行っている。「子どもの保健」では、子どもの発達や健康に関わる保健活動や子どもに特有の疾患や生理機能・運動機能についても学ぶが、子どもを取り巻く社会問題や健康問題、生命倫理に関する講義も取り入れている。特に、保育業界を取り巻く社会問題は早急に解決すべき事案も多く、行政や自治体のみならず、保育現場や保育士養成校が取り組むべき課題も多いと考える。

6. まとめ

保育業界を取り巻く問題の一事案として、保育関係における医療的ケア児の受け入れの問題がある。保育所において医療的ケアを行うためには看護師の設置が望まれるが、2009年の研究調査でも全国の保育所の29.7%しか配置が進んでいない⁷⁾。その背景

には単に保育所の経済的な理由だけではなく、働く保育士と看護師の意識の違いや業務内容の不明確さなど、様々な要因が存在する⁸⁾。保育所看護師の業務は主に保健的な業務を担うが、保育現場においてはその業務割合は高くなく、看護師であっても保育業務が中心となる。看護師は医療専門職であっても保育専門職ではないため、働く看護師のジレンマや困難感は容易に想像できる。そのため、保育所において単に看護師を増やすのではなく、国家資格である保育士資格を階層化し、特に子どもの解剖学や保健・医療に精通し、医療的ケアを行うことができる特別な保育士資格を新たに制度化することが必要ではないだろうか。看護師資格を持つ者が、保育士の仕事をしながら一部の看護業務をするより、保育士が保育業務を行いながら一部保健的業務を担当する方が業務の割合や職場内の職員の関係性から考えてもスムーズである。

介護業界の変遷により、介護職員等による喀痰吸引等の実施が始まって4年が経過したが、制度の対象の中に保育所で働く保育士があることはあまり知られていない。保育士における医療的ケアのニーズはこれからかもしれないが、保育士の保健分野に関しては先行して保育士養成校の教育の見直しをしていく必要があるのではないだろうか。

7. 今後の研究課題

今回のアンケート調査において、5件法によるリッカート法を用いたが、調査によって得られたデータを今回は間隔尺度として扱った。リッカート法に関しては、データを間隔尺度として扱うか順序尺度として扱うかには議論があるが、データ分析の柔軟性の観点から本研究では間隔尺度を採用した。このことについては、今後も検討していきたい。

また、今回の調査では「子どもの保健」の講義を受けている学生を対象としたため、入学時など保健的知識のない学生への調査も検討していきたい。

引用文献

- 1) 厚生労働省 (2015) 「障害児支援について」
p12 <http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai->

- 12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000096740.pdf 2017年1月16日閲覧
- 2) 内閣府 (2016) 「医療的ケア時の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について」
http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/h280603/renkei_suishin.pdf
2016年8月31日閲覧
- 3) 厚生労働省 (2015) 「現状・課題と検討の方向性」
http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000103581.pdf 2016年1月16日閲覧
- 4) 内閣府 (2006) 「平成18年度障害者の社会参加促進等に関する国際比較調査」, p1
<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/tyosa/hikaku/gaiyou.pdf> 2017年1月11日閲覧
- 5) 内閣府 (2010) 「平成22年5月10日推進会議資料5 『障害』の表記について」, p19-20
http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/s_kaigi/k_10/pdf/s5.pdf 2017年1月19日閲覧
- 6) 内閣府 (2014) 「『障害』に係る『がい』の字に対する取扱いについて」
<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/h26jigyo/pdf/toriatsukai.pdf> 2017年1月19日閲覧
- 7) 日本保育協会 (2009) 「保育所の環境整備に関する調査研究報告書 ー保育所の人的環境としての看護師等の配置ー」, p14
- 8) 稲毛映子 (2007) 「福島県内の保育施設における看護職の現状に関する調査 ー期待される役割に関する一考察ー」福島県立医科大学看護学部紀要 第9号, p37-39

(受稿 平成29年1月23日, 受理 平成29年2月7日)